

非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）の施行に伴う  
株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

平成 24 年 9 月 14 日  
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

非訟事件の手続に係る法制を現代化する非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）（以下「新非訟事件手続法」という。）が制定され、非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号）（以下「旧非訟事件手続法」という。）の公示催告手続に係る規定が、新非訟事件手続法の規定となったことに伴い、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）の一部を改正することとする。

2. 改正概要

新非訟事件手続法の施行に伴い、旧非訟事件手続法の規定を引用する部分について、新非訟事件手続法の相当規定を引用することに改める。（規程 第 271 条第 2 項）

3. 施行日

新非訟事件手続法の施行日〔平成 25 年 1 月 1 日〕から施行する。

以 上